

## 第 8 5 号議案

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の屋外タンク貯蔵所の設置許可等の審査に係る手数料を引き下げするため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表 4消防関係の表2(2)の項中「580,000円」を「530,000円」に、「900,000円」を「820,000円」に、「1,090,000円」を「990,000円」に、「1,210,000円」を「1,100,000円」に、「1,540,000円」を「1,400,000円」に、「1,800,000円」を「1,640,000円」に、「4,230,000円」を「3,850,000円」に、「5,590,000円」を「5,090,000円」に、「6,910,000円」を「6,290,000円」に、「1,230,000円」を「1,120,000円」に、「1,460,000円」を「1,330,000円」に、「1,630,000円」を「1,480,000円」に、「2,010,000円」を「1,830,000円」に、「2,330,000円」を「2,120,000円」に、「4,760,000円」を「4,330,000円」に、「6,120,000円」を「5,570,000円」に、「7,440,000円」を「6,770,000円」に、「6,320,000円」を「5,750,000円」に、「7,970,000円」を「7,250,000円」に、「11,800,000円」を「10,700,000円」に改め、同表6(1)の項中「450,000円」を「410,000円」に、「590,000円」を「540,000円」に、「770,000円」を「700,000円」に、「1,010,000円」を「920,000円」に、「1,140,000円」を「1,040,000円」に、「1,760,000円」を「1,600,000円」に、「2,000,000円」を「1,820,000円」に、「2,230,000円」を「2,030,000円」に、「540,000円」を「490,000円」に、「690,000円」を「630,000円」に、「1,040,000円」を「950,000円」に、「1,440,000円」を「1,310,000円」に、「1,810,000円」を「1,650,000円」に、「3,490,000円」を「3,180,000円」に、「4,280,000円」を「3,890,000円」に、「4,890,000円」を「4,

450,000円」に、「10,000,000円」を「9,100,000円」に、「13,600,000円」を「12,400,000円」に、「18,700,000円」を「17,000,000円」に改め、同表7の項中「340,000円」を「310,000円」に、「450,000円」を「410,000円」に、「790,000円」を「720,000円」に、「1,010,000円」を「920,000円」に、「1,270,000円」を「1,160,000円」に、「3,110,000円」を「2,830,000円」に、「3,810,000円」を「3,470,000円」に、「4,400,000円」を「4,000,000円」に、「2,920,000円」を「2,660,000円」に、「3,500,000円」を「3,190,000円」に、「5,260,000円」を「4,790,000円」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市手数料条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の屋外タンク貯蔵所の設置許可等の審査に係る手数料を引き下げするため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の設置等許可、完成検査前検査及び保安検査の審査に係る手数料を約9%引き下げる。(別表 4 消防関係の表)

#### 3 施行期日

公布の日